

# 国際リンパ浮腫フレームワーク・ジャパン研究協議会 会則

平成 22 年 12 月 25 日

(平成 23 年 11 月 10 日一部改定)

(平成 24 年 12 月 21 日一部改定)

(令和 2 年 5 月 11 日一部改訂)

(令和 4 年 11 月 4 日一部改訂)

(令和 5 年 4 月 18 日一部改訂)

## 第 1 章 総則

### 第 1 条

本会は、国際リンパ浮腫フレームワーク・ジャパン研究協議会（ILF-Japan 研究協議会）と称する。

### 第 2 条

本会は、International Lymphoedema Framework (ILF)の日本部門として、リンパ浮腫の予防と治療の研究の向上に貢献することを目的とする。

### 第 3 条

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) 定期的な学術集会、講演会および講習会などの開催
- 2) ILF の他国部門や内外の関連学術団体との連絡および連携
- 3) 学術関連出版物などの刊行
- 4) その他

## 第 2 章 会員

### 第 4 条

本会の会員は、本会の目的に賛同し所定の申込手続きを経て理事会で承認され会費を納入するものとする。なお、詳細は施行細則による。

- 1) 正会員：教育機関または医療機関でリンパ浮腫の予防、治療の研究に携わる者
- 2) 賛助会員：本会の目的、事業を賛助する上記以外の個人、および企業の代表者

### 第3章 役員

#### 第5条

本会の役員は、理事、監事、幹事を若干名置く。

### 第4章 会議

#### 第6条

本会の会議は次の通りとする。

- 1) 学術集会、講演会や講習会などの研究協議会
- 2) 理事会

#### 第7条

研究協議会は、毎年1回以上開催する。

#### 第8条

本会の理事会は、代表が招集し議長となり、学術集會会期中に行い、次期学術集會長の選出並びに研究協議会の主題などについて審議を行う。その他、必要に応じて代表が招集する。ただし、遠隔会議または電磁的記録による参加も認める。

### 第5章 会計

#### 第9条

本会の会計は、年会費と研究協議会参加費ならびに協賛金をもって行う。  
なお、会費は施行細則による。

#### 第10条

会計は、毎年1回、理事会の承認を得る。

#### 第11条

本会の会計年度は4月1日に始まり3月31日に終わる。

## 第 6 章 事務局

### 第 12 条

本会の事務局は、石川県立看護大学 成人看護学  
(〒929-1210 石川県かほく市学園台 1 丁目 1 番地) に置く。

## 第 7 章 共催

### 第 13 条

本会は、ILF・Japan 研究協議会と ILF との共催である。

## 第 8 章 会則の変更

### 第 14 条

本会の会則は理事会の承認を経て改定することができる。

## 会則施行細則

### (会費)

#### 第 1 条

年会費は、正会員 10,000 円、学生 2000 円、賛助会員 1 口 50,000 円とする。

#### 第 2 条

年会費を 3 年間滞納した場合は、会員資格を喪失する。

## 附 記

(設立時の役員)

理事長:	真田 弘美
庶務担当理事:	須釜 淳子
会計担当理事:	奥津 文子
学術担当理事:	吉沢 豊予子
広報担当理事:	木村 恵美子
理事:	小林 範子 作田 裕美 星野 明子
幹事:	仲上 豪二郎
監事:	荒井 よう子 村山 志津子
事務局:	(会誌担当) 臺 美佐子 (庶務担当) 井内 映美
事務局補佐:	加藤 静子
International Advisor:	C. Moffatt CBE, Chair of ILF

本会会則は 2012 年 12 月 21 日より実施する。